

マネー・ローンダリング等防止のための基本方針

本基本方針は、当社におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融及び経済制裁違反（以下「マネロン等」という。）の防止のための管理態勢及び業務運営に関する基本方針を定めることを目的として制定します。

1. 基本方針

当社は、マネロン等の防止を経営上の重要課題の一つと位置付け、関係法令等を遵守するとともに、実効性のある管理態勢の整備・維持・高度化に努めます。

2. 経営陣の関与

当社の経営陣は、マネロン等に係るリスクが経営上重大なリスクになり得ることを認識し、主体的かつ積極的に本対策に関与します。また、マネロン等防止に関する必要な人的・物的資源を確保し、全役職員に本方針を周知徹底します。

3. 組織体制

当社は、マネロン等の防止に係る統括管理者と統括部署を定め、関連部署及び外部機関等との連携のもと、マネロン等の防止に取り組みます。

4. リスクベース・アプローチの実施

当社は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、提供する商品・サービス、利用者属性、取引形態、国・地域等の特性を踏まえ、マネロン・テロ資金供与等リスクを特定・評価し、そのリスクに応じた適切な低減措置を講じます。また、暗号資産の特性を踏まえ、適切な利用者管理及び取引管理を実施します。

5. 利用者管理

当社は、関係法令等に基づき、取引時確認及び継続的な利用者管理を適切に実施するとともに、反社会的勢力を含む不適切な利用者との取引関係の排除に努めます。

6. 制裁及び資産凍結対応

当社は、国内外の制裁関連規制を遵守し、必要に応じて取引停止、資産凍結等の措置を講じます。

7. 疑わしい取引の届出

当社は、疑わしい取引の検知と防止に努め、疑わしい取引に該当すると判断した場合には速やかに当局に届出を行います。

8. 継続的な改善に向けた取組み

当社は、マネロン等の防止のために講ずる措置の有効性を定期的または随時に検証し、社会環境やリスクの変化を踏まえ、管理態勢の継続的な改善に努めます。

9. 従業員の採用及び教育

当社は、マネロン等の防止のための措置を実施するために必要な能力を有する者の採用に努めるとともに、各従業員が、マネロン等の防止に関してその役割に応じた理解を深めるため、研修その他の教育を実施します。

株式会社ガイア

以上

2022年8月2日制定

2024年3月25日改定

2025年1月28日改定

2026年2月25日改定